



平成 28 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 長 谷 川 仁
(コード番号 1896 東証第 1 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊
(TEL. 03-3295-8860)

独占禁止法違反による起訴及び社外調査委員会の設置について

当社及び当社関係者は、平成 28 年 2 月 29 日、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反により、東京地方検察庁から起訴されました。

当社は、法令遵守の徹底に努めてまいりましたが、このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社としましては、昨年 1 月の公正取引委員会による立入調査以降、公正取引委員会等の調査ないし捜査に支障をきたさないよう十分に配慮しながら事実の認定、要因の分析を行うとともに、適宜再発防止策を策定・実施してまいりました。この度、当社が策定した再発防止策の妥当性に関する客観的な評価及び提言を得ることを目的に、当社から独立した社外の有識者・専門家から構成される「社外調査委員会」を本日付で設置いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、役職員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 社外調査委員会の構成（敬称略）

委員長 鶴田 六郎（弁護士、鶴田六郎法律事務所、元名古屋高等検察庁検事長）
委員 難波 孝一（弁護士、森・濱田松本法律事務所、元東京高等裁判所部総括判事）
佐々木 善三（弁護士、晴海協和法律事務所、元京都地方検察庁検事正、元東京地方検察庁特別捜査部副部長）

2. 委任事項

- (1) 本件に関する事実の確認及び要因の検証
- (2) 再発防止策の妥当性に関する客観的な評価及び提言

3. 委任期間

平成 28 年 3 月 3 日から目的終了まで

以 上